参考様式第５－１号

旭　農　第３１０号
令和６年２月６日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

旭川市長

市町村名 （市町村コード）	旭川市 （204）
地域名 （地域内農業集落名）	雨紛・上雨紛 （上雨紛1・上雨紛2・上雨紛4・雨紛1・雨紛2・雨紛3・雨紛4・雨紛4の1・雨紛5）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月1日 （第1回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

・神居山をはじめとした山沿いに広がる本地区は，美瑛川の流域に属する平坦部を中心に，田としての水利条件の整備が進んでおり，良質な米を中心に，メロン，きゅうり，葉物などの様々な野菜の作付けが行われている。
・市街地に隣接していることもあって，近年の消費者の環境に対する意識の高まりに対応する意識が高く，減農薬などの環境負荷の軽減に配慮した生産方式に積極的に取り組んでいる。
・離農に伴う廃屋等も目立つようになってきており，農地の規模拡大・集積が進めていくには，農地以外にも宅地や住宅などについても総合的に解決していく必要がある。
・今後，水田活用交付金が交付対象外となった水田について，水稲農家では集積・集約が困難になっていくことが想定される。後継者や新規就農者等の多様な経営体の確保が必要である。

【地域の基礎的データ】
・農業者:44人（うち50歳代以下10人），団体経営体（法人・集落営農組織等）0経営体
（認定農業者37件，基本構想水準到達者6件）
・主な作物:水稲，そば，メロン，キュウリ，春レタス等

（2）　地域における農業の将来の在り方

・将来に持続可能な営農体制づくりに向けて，水稲を主幹とした経営の複合化・大規模化を推進する一方で，施設園芸を営む多様な担い手の育成を図っていく。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	498　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	498　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

・農業振興地域農用地区域内の農用地等については，農業上の利用が行われることを基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積，集約化の方針※
・農地中間管理機構を活用して，認定農業者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに，担い手への農地集積を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針※
・地域全体の農地を農地中管理機構に貸し付け，担い手の経営意向を斟酌し，段階的に集約化を進める。
（3）基盤整備事業への取組方針※
・今後，美瑛川下流地区として国営事業による幹線用水路の整備が予定されており，整備後には道営事業による基盤整備を進めていくことを検討していく。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針※
・市町村やJAと連携し，新規就農者の受け入れ体制を構築するほか，地域外の農業者（入作者）を受け入れていく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①キツネ・アライグマ・たぬきの被害があるため，関係機関と連携し，はこわな捕獲等の対策していく。